



平成 27 年 7 月 21 日

各 位

東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
株式会社 パソナグループ
代表取締役グループ代表兼社長 南 部 靖 之
コード 2168 東証 第一部
問合せ先 取締役常務執行役員 仲 瀬 裕 子
(TEL. 03-6734-0200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年8月19日開催予定の当社第8期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款の第24条第2項および第31条第2項の一部変更に関する議案を、平成27年8月19日開催予定の当社第8期株主総会に付議し、同株主総会における承認を条件に、変更いたします。

尚、定款第24条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款		変更案	
(取締役の責任免除)		(取締役の責任免除)	
第 24 条 2	(条文省略) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 24 条 2	(現行通り) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(監査役の責任免除)		(監査役の責任免除)	
第 31 条 2	(条文省略) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	第 31 条 2	(現行通り) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日：平成27年8月19日 (水)

定款変更の効力発生日：平成27年8月19日 (水)

以 上